

平成27年度第2回 島根支部健康づくり推進協議会の議事概要

開催日	平成28年1月20日(水)
場所	ホテル白鳥 2階 鶴の間
出席委員	青山委員、伊藤委員、沖田委員、鳥谷委員、中谷委員、中村委員、牧野委員(敬称略、五十音順)
議題	
<p>1. 支部長あいさつ(業務部長が代理)</p> <p>2. 各種事業の展開【議題1】</p> <p>3. 健診事業及び保健指導の実施状況【議題2】</p> <p>4. 平成28年度の保健事業の事業計画【議題3】</p> <p>5. その他【議題4】</p>	
議事概要 (主な意見等)	
<p>1. 各種事業の展開【課題1】</p> <p>資料1及び2により説明</p> <p>[意見等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康宣言は、事業所の意識を高める非常に良い取組みと思うが、健康事業所認定の基準の判定は、事業所の自己申告に基づいて行うのか。それとも、支部で基準の確認を行うのか。 <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部において、ヒアリングを含めた認定審査を行うこととする。 <p>[意見等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料2において、健康事業所認定の基準(健康宣言チェックシート)が示されているが、項目によっては、どのような状況であれば基準を満たしているか不明確なものも見受けられる。 <p>例えば、「受動喫煙防止に向けた対策を講じていますか?」という項目は、どこまで対策がされていれば基準を満たしているのか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定の具体的な基準は、今後お示しすることとしている。 <p>[意見等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康事業所認定の基準は、今後において、小項目(具体的な基準)を設けられるというこ 	

とであるが、事業所に解りやすい内容としていただきたい。

[意見等]

- ・ 健康事業所と認定された事業所に対しては、入札参加資格審査における特別加点等の優遇制度を設けられるということであるが、健康向上という趣旨から、運動施設を利用する際の優遇制度もあっても良いのではないか。

【回答】

- ・ 優遇制度は、今後も検討していくので、ご意見を参考とさせていただくこととする。

[意見等]

- ・ 労働安全衛生法上は、事業所が健診結果を管理しておく必要があるが、生活習慣病予防健診の受診者の中には、健診結果が事業所へ渡らないケースがあると聞く。支部として対策を行うべきではないか。

【回答】

- ・ 状況を確認のうえ、周知・広報等の対応策を検討してみる。

[意見等]

- ・ 健康事業所の認定の取組みは、先行して実施している例があるのか。

【回答】

- ・ すでに実施している支部がいくつかある。

2. 健診事業及び保健指導の実施状況【課題2】

資料3及び4により説明

[意見等]

- ・ 特定保健指導の継続率は、目標値を定めていないのか。

【回答】

- ・ 特定保健指導は、6か月後の評価率に対する目標値を設定している。特定保健指導の実績は、医療保険者からの後期高齢者支援金の加算・減算に反映されるが、この実績が6か月後の評価率とされている。

[意見等]

- ・ 特定保健指導の外部委託機関は、どのような実績を上げているか。

【回答】

- ・ 今後において、お示ししていくこととする。

[意見等]

- ・ 特定保健指導を行うことにより、生活習慣病を予防し医療費を削減すると、協会けんぽの

財政収支は良くなると思うが、マンパワーや費用を特定保健指導に集中して投入させるような戦略は採れないのか。

【回答】

- ・ 保健師や管理栄養士の専門職について、医療保険者及び保健指導実施機関等で全国的に不足していることから、現実的に難しい面があると思う。

[意見等]

- ・ 県内の西部地区において、生活習慣病予防健診の実施機関が不足しているが、多くの医療機関は、検査の実施自体はできるが、検査結果を判断する医師が不足していると思う。健診を実施する際、検査の実施機関と検査結果を判断する機関を分けて実施することを検討していただきたい。

【回答】

- ・ 問題点を整理のうえ、検討してみたいと思う。

[意見等]

- ・ 特定保健指導の外部委託機関の中に、健診機関でない島根県栄養士会や海士町役場とあるが、支援する対象者はどのように選定しているのか。

【回答】

- ・ 支部において、事業所単位で調整を行い、対象者を決定したうえで、実施機関へ委託を行っている。

[意見等]

- ・ 保健指導の際、支部の保健師や管理栄養士の専門職が使用している端末と外部委託機関の専門職が使用する端末は同じものか。

また、支部と外部委託機関の専門職が共同で研修を行う機会はあるのか。

【回答】

- ・ 協会けんぽと外部委託機関は、それぞれのシステムを使用しているため、異なる端末となる。

研修会の共同実施や意見交換会は、今後において、実施したいと考えている。

3. 平成28年度の保健事業の事業計画【議題3】

資料5により説明

[意見等]

- ・ 平成28年度事業計画において、ウォーキング等の事業は、県内東部の開催と偏っているが、西部で開催しない理由はあるのか。

【回答】

- ・ セミナー等は西部でも開催する計画としているが、予算の限度があるため、県内すべての

地域ですべての事業を行うことが難しい状況もある。

[意見等]

- ・ ウォーキング大会は、市町村が開催する大会を共催するという方法を取り、事業所へ参加を呼び掛けても良いのではないか。
また、協会けんぽでは、非常に多くの事業を行っているが、最終的な目標は、事業所で健康づくりをしっかりと取り組んでいただくことであると思う。

[意見等]

- ・ 自覚症状がないこともあるため、特定保健指導の対象となることが3回目や4回目となると、利用しない者も多いと聞くが、事業所や加入者の更なる意識啓発を行わないと、健診や保健指導を事業として行っても役に立たないと感じている。

[意見等]

- ・ 健診結果の要精査や要治療に対する意識は、人それぞれと感じているが、事業所の中での受診啓発も重要であると感じている。
健康事業所認定の基準において、「健診の結果、再検査等が必要な場合、再検査等にむけた配慮がなされていますか？」という項目があるが、医療機関を受診するための休暇制度の設定を具体的な基準とすれば、受診に繋がるのではないか。

[意見等]

- ・ 特定保健指導が始まって以降、ポピュレーションアプローチがおざなりになっている気がする。同じ職場の人が、同じ環境下で同じ話を聞くのも大切であると感じる。
特定保健指導についても、経年経過した現状は、実施方法を変える等の工夫が必要ではないか。

4. その他【議題4】

「協会けんぽにおける不審な通信に関する事実確認結果等」を口頭で報告

[意見等]

- ・ 特になし

特記事項

